

匝瑳市横芝光町消防組合

後期基本計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年2月

匝瑳市横芝光町消防組合

目次

第1	計画の目的	1
第2	計画の基本方針	1
第3	施策体系	1
第4	重点事業	3
第5	事業計画	5
1	消防体制の充実	
(1)	消防庁舎の整備	6
(2)	消防車両の整備	7
(3)	消防組織の充実	8
(4)	通信体制の整備	8
(5)	救急救助体制の強化	9
2	地域防災体制の強化	
(1)	予防体制の強化	10
(2)	地域活動への支援	13
3	災害対応力の強化	
(1)	大規模災害における応援・受援体制の整備	14
(2)	広域連携体制の充実	14

第1 計画の目的

この計画は、匝瑳市横芝光町消防組合基本構想（以下「組合基本構想」という。）の基本方針に基づいて、主要な実施事業を施策体系別に示し、効果的かつ効率的に消防力の充実強化を図るため、基本計画期間の後期期間（令和3年度から令和7年度まで）において具体的にに取り組む期間及び事業を明らかにすることを目的とします。

第2 計画の基本方針

1 計画の期間

この計画の期間は、組合基本構想期間の後期期間として令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2 事業の計画的な推進

この計画に掲げる事業は、事業の必要性、重要性、緊急性及び事業効果などを総合的に勘案した上で、計画的に推進していきます。

3 財源確保と効率的な執行

この計画に掲げられた事業を推進するため、国・県支出金などの財源確保に最大限努めるとともに、限られた財源の効率的な執行に留意します。

第3 施策体系

消防の住民サービスの充実を図るための施策を展開するに当たり、その施策を組合基本構想に定めた3つの基本方針に基づいて分類し、各種施策を実施します。

〈施策の体系〉



第4 重点事業

組合基本構想の基本方針である「消防体制の充実」、「地域防災体制の強化」及び「災害対応力の強化」の実現に向け、消防組合の重点目標である防災拠点としての消防庁舎及び消防車両の整備を重点事業として取り組みます。

1 消防庁舎の整備：消防本部・匝瑳消防署及び横芝光消防署建設事業 【事業内容】

消防本部・匝瑳消防署及び横芝光消防署は、いずれも竣工から50年近くが経過し、防災拠点としての機能強化を踏まえた消防庁舎の整備は地域住民の安心で安全な暮らしを確保していく上で重大、かつ、喫緊の課題となっています。このため、組合基本構想、匝瑳市横芝光町消防組合消防庁舎建替整備基本構想（以下「建替整備基本構想」という。）及び横芝光消防署消防庁舎建替整備基本計画（以下「建替整備基本計画」という。）に基づき、消防庁舎の建替えを推進します。

【現消防庁舎等の課題点】

消防本部・匝瑳消防署及び横芝光消防署はともに施設の老朽化や職員数及び車両台数の増加に伴う狭あい化が顕著となっており、ライフライン途絶時における業務の継続性及び救急講習や防火管理者講習を開催できる会議室、女性消防吏員専用スペース等の確保が重要課題となっています。

また、敷地については、複雑多様化する災害を想定した訓練施設等、消防業務を実施する動線を考慮した面積が必要です。

【消防本部・匝瑳消防署所の配置の考え方】

横芝光消防署は、既存の用地に隣接する用地を取得し、消防庁舎建設事業が令和3年度から実施されるため、消防本部・匝瑳消防署の配置については、常備消防力適正配置調査（以下「適正配置調査」という。）の結果を踏まえ、消防需要のカバー率、出動から放水が開始されるまでの時間等を総合的に考慮し、適正な署所配置を図ります。

2 消防車両の整備：消防車両整備事業

【事業内容】

各署所に配備されている消防車両は、24時間あらゆる出動要請への対応に支障をきたすことのないよう、計画的な更新を実施するとともに、複雑多様化する災害現場事象に対応できるよう機能強化を図ります。

【令和7年度末までの整備目標】

車両更新台数7台

【現状の問題点・課題】

道路交通法の改正により、運転可能資格区分が変更になったため、資格取得者の確保並びに機関員の養成が必要です。

【更新計画台数】

車 両	現 有 数 (令和3年2月1日現在)	更新計画数 (令和3年度～令和7年度)
水槽付きポンプ自動車	3台	
ポンプ自動車	3台(内1台予備車)	1台
化学車	1台	1台
救助工作車	1台	
救急車	4台(内1台予備車)	1台
指揮隊車	1台	
資機材搬送車	1台	
搬送車	1台	

指揮車・予防車・原因調査車	6 台	3 台
事務連絡車	4 台	1 台
合計	2 5 台	7 台

【更新年度】

年 度	車 両 名	配 置 先
令和 3 年度	匝瑳本部連絡 1	横芝光消防署
	匝瑳ポンプ 1（新規緊急消防援助隊登録）	匝瑳消防署
令和 4 年度	横芝光救急 1（緊急消防援助隊登録）	横芝光消防署
	野栄指揮 1	野栄分署
令和 5 年度	匝瑳化学 1（緊急消防援助隊登録）	匝瑳消防署
令和 6 年度	匝瑳本部調査 1	消防本部
令和 7 年度	横芝光指揮 1	横芝光消防署

第 5 事業計画

1 消防体制の充実

令和 2 年度に策定した建替整備基本構想及び建替整備基本計画に基づき、横芝光消防署消防庁舎の建替えを推進するとともに、消防車両・消防資機材・通信設備の計画的な更新整備を図ります。

また、救急救助体制では、救急救命士及び指導救命士の養成や高規格救急車の計画的な整備を図り、医療機関等と連携した高度救急体制の

整備及び事業所等へのAED（自動体外式除細動器）設置を促進するとともに、資機材の整備と職員の救助技術の向上等の推進、水難救助等の体制についても一層の強化を図ります。

（１）消防庁舎の整備

No.	新規 継続	事業名	実施内容
1	継続	消防本部・匝瑳消防署消防庁舎建替整備事業	建替整備基本構想及び適正配置調査の結果を踏まえ、消防本部・匝瑳消防署消防庁舎建替整備基本計画を策定し、消防庁舎の建替えを推進します。 〔令和３年度～令和７年度〕
2	継続	横芝光消防署消防庁舎建替整備事業	令和２年７月に策定した建替整備基本計画に基づき事業を推進します。 ・令和３年６月：基本・実施設計完了 （令和２年度から継続事業） ・令和３年１０月：建設工事着工 ・令和５年６月：供用開始 ・令和５年６月～７月：既存消防庁舎 解体工事 ・令和５年９月～令和６年１月 ：外構整備工事

(2) 消防車両の整備

No.	新規 継続	事業名	実施内容
1	継続	消防車両整備事業 (匝瑳本部連絡 1)	消防本部の連絡車を更新し横芝光消防署に配備します。 〔令和 3 年度更新〕
2	継続	消防車両整備事業 (匝瑳ポンプ 1)	匝瑳消防署の消防ポンプ車を新規に緊急消防援助隊へ登録し更新します。 〔令和 3 年度更新〕
3	継続	消防車両整備事業 (横芝光救急 1)	横芝光消防署の高規格救急車を緊急消防援助隊へ登録し更新します。 〔令和 4 年度更新〕
4	継続	消防車両整備事業 (野栄指揮 1)	野栄分署の指揮車を更新します。 〔令和 4 年度更新〕
5	継続	消防車両整備事業 (匝瑳化学 1)	匝瑳消防署の化学車を緊急消防援助隊へ登録し更新します。 〔令和 5 年度更新〕 ※更新時、匝瑳水槽 1 と統合する。
6	継続	消防車両整備事業 (匝瑳本部調査 1)	消防本部警防課の原因調査車を更新します。 〔令和 6 年度更新〕

7	継続	消防車両整備事業 (横芝光指揮1)	横芝光消防署の指揮車を更新します。 〔令和7年度更新〕
---	----	----------------------	--------------------------------

(3) 消防組織の充実

No.	新規 継続	事業名	実施内容
1	継続	消防大学校研修	高度な知識・技術を修得し、専門業務の指導者を養成します。 〔期間：令和3年度～令和7年度〕
2	継続	千葉県消防学校研修	初任科、専科教育を実施し、消防業務に必要な知識・技術の修得を図ります。 〔期間：令和3年度～令和7年度〕
3	継続	千葉県自治研修センター等	変化する社会情勢及び消防行政に必要な知識の修得を図ります。 〔期間：令和3年度～令和7年度〕

(4) 通信体制の整備

No.	新規 継続	事業名	実施内容
1	継続	ちば消防共同指令センター指令管理システム機器全体更新 (基地局)	共有する指令管理システムの全体更新をちば消防共同指令センター機器更新計画に基づき更新します。 〔期間：令和6年度～令和7年度〕

2	継続	無線機器等更新事業 (移動局)	消防組合が保有する無線機器等を更新します。 〔期間：令和6年度～令和7年度〕
---	----	--------------------	---

(5) 救急救助体制の強化

No.	新規 継続	事業名	実施内容
1	継続	救急救命士の養成	質の高い救命処置及び処置範囲の拡大に対応できる救急救命士を養成します 〔期間：令和3年度～令和7年度〕
2	継続	指導救命士の養成	救急救命士や救急隊員等に対する指導を効果的に行う救急業務指導体制の構築を図るため、指導救命士を養成します。 〔期間：令和3年度～令和7年度〕
3	継続	救助資機材の整備	救助工作車・消防ポンプ自動車積載資機材の計画的な更新及び強化を図ります。 〔期間：令和3年度～令和7年度〕
4	継続	AED設置の促進	救急講習を通して事業所等へのAED設置を促進します。 〔期間：令和3年度～令和7年度〕
5	継続	感染防護衣等の備蓄	感染症のまん延等に備え、感染防護衣等の備蓄品を確保します。 〔期間：令和3年度～令和7年度〕

2 地域防災体制の強化

消防力の向上を図るためには、消防行政だけではなく地域を主体とした防災体制を強化する必要があることから、地域防災の要である消防団や自主防災組織との連携強化に努めます。

また、消防訓練を通じて防災意識の高揚や防災教育を推進するとともに、防災対策として防災機器の普及を図るなど、住宅防火の促進や事業所における防火管理体制の指導強化に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

(1) 予防体制の強化

No.	新規 継続	事業名	実施内容
1	継続	防災意識の普及啓発	・構成市町や県主催の各種イベント等に積極的に参加し、来場者の防災意識の高揚を図るため、住宅用火災警報器等のパンフレットの配布や煙体験等を実施します。 ・管内小学校の児童及び中学校の生徒を対象に防火ポスター展を開催し、児童・生徒及び住民の防火意識の普及啓発を図ります 〔期間：令和3年度～令和7年度〕

2	継続	広報媒体の推進	「消防広報１１９だより」の内容の充実を図るとともに、火災予防週間・特異（異常）気象速報発令時に火の取扱い等について広報を実施します。 〔期間：令和３年度～令和７年度〕
3	継続	住宅防災の普及促進	各種イベント・講習会及び消防署見学等で、住宅用火災警報器等の維持管理及び普及啓発を図ります。 〔期間：令和３年度～令和７年度〕
4	継続	防火・防災管理制度等の普及促進	防火管理者未選任の対象物に対し、防火管理講習の受講促進を図るとともに、甲種防火管理資格者の充足に努めます。 〔期間：令和３年度～令和７年度〕
5	継続	点検報告制度等の普及促進	防火対象物点検報告制度及び消防用設備等点検報告制度の普及促進を図ります。 〔期間：令和３年度～令和７年度〕

6	継続	査察体制の強化	・ 査察及び違反処理に関する職員の教育体制の充実を図ります。 ・ 査察計画に基づいた立入検査を実施します。 ・ 高齢者福祉施設、遊技場、店舗及び宿泊施設等の防火安全対策及び消防訓練指導の推進を図ります。 〔期間：令和３年度～令和７年度〕
7	継続	予防技術資格者の配置	予防行政の強化を図るため、消防力の整備指針に基づき、高度な専門的知識を有する予防技術資格者の養成を図るとともに組織内での研修教育を推進します。 （期間：令和３年度～令和７年度）
8	継続	防火対象物情報の充実	防火対象物管理システムの情報管理を的確に行います。 〔期間：令和３年度～令和７年度〕
9	継続	危険物施設情報の充実	危険物施設管理システムの情報管理を的確に行います。 〔期間：令和３年度～令和７年度〕

10	継続	予防・火災調査員の養成	高度な知識・技術等を必要とする予防・火災調査員を養成し、消防業務の強化充実を図ります。 〔期間：令和３年度～令和７年度〕
----	----	-------------	--

（２）地域活動への支援

No.	新規 継続	事業名	実施内容
1	継続	自主防災組織等の連携	大規模災害により、災害現場が広範にわたった場合、消防団や自主防災組織等の自助・共助による災害活動が重要となるため、自主防災組織等の育成強化を図り、防災訓練等を通じて地域の防災力連携を高めます。 〔期間：令和３年度～令和７年度〕

３ 災害対応力の強化

災害現場の最前線での活動など消防が担う役割は大きく、また、近年発生が危惧される首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震への対策も重要な課題です。これらの課題を克服するため、緊急消防援助隊の応援・受援体制及び消防相互応援協定に基づく応援・受援体制の充実を図り、大規模災害への対応力強化に努めます。

(1) 大規模災害における応援・受援体制の整備

No.	新規 継続	事業名	実施内容
1	継続	応援・受援体制の強化	地震等の大規模災害に対応するため緊急消防援助隊等の応援・受援体制の整備強化を図ります。 〔期間：令和３年度～令和７年度〕

(2) 広域連携体制の充実

No.	新規 継続	事業名	実施内容
1	継続	市町村消防広域化の調査・研究	県・市町村・近隣消防本部の動向を注視し、平成３１年３月に再策定された「千葉県消防広域化推進計画」に係る調査・研究を進めます。 〔期間：令和３年度～令和７年度〕